

歴史的街並み 景観創出補助金

城下町・館林市のまちなかは、今も当時の町割りが残り、歴史的建造物や、貴重な文化財などが点在しています。それらを結ぶ散策路を「歴史の小径」と呼んでいます。

この『歴史的街並み景観創出補助制度』は、歴史の小径沿道居住者や、新たに沿道への居住や出店を考えている皆さんが、工作物(門や塀など)や屋外広告物(看板や暖簾など)の設置、改修をする際、街並み景観と調和する意匠のものであればその費用の一部を助成するものです。

交付を希望される方は、まずは気軽に区画整理課までご相談ください。

※ 「歴史の小径」は、歴史的建造物をはじめとする既存建築物等のストックの有効活用や、統一感のある街並み景観の創出、お店や人の集まる施設の誘導等により、魅力的なコンテンツの集まる、市民の皆さんと協働でつくりあげていく歩いて楽しめる散策路として位置付けられています。

●対象地区

本町二丁目、仲町、大手町地区のうち、
歴史の小径道路改良事業として整備する公共用道路に面する場所（下図参照）



「歴史の小径」ルート図

●対象物件・補助限度額等

補助対象事業		補助率	補助限度額
事業の内容	備えるべき要件		
補助対象地区における門、塀等の街並み形成に寄与する工作物等の設置又は修繕	(1) 歴史的雰囲気を出るデザインで、街並みの景観に調和するもの (2) 白、黒、茶系統の落ち着いた色調のもの (3) 木、竹、漆、いぶし日本瓦等を使用しているもの	設置又は修繕に要する経費の3分の2	90万円
補助対象地区における公衆の利用に供するポケットパークその他の休憩施設等の設置	(1) 公共空間と一体感のあるもので、椅子等と共に整備するもの (2) 石、水、竹、松、つつじ等を使用しているもの	設置に要する経費の3分の2	45万円
補助対象地区における屋外広告物としての看板、太鼓幕、暖簾等の設置	(1) 商家の古風なイメージを出るもの (2) 木材、布等を使用したもの	設置に要する経費の3分の2	9万円
補助対象地区において歴史的街並みを出るために特に市長が認めるもの		市長が別に定める割合	市長が別に定める

※このような例が補助対象になります



門・塀



外壁



看板・のれん

●その他条件

- ・補助金を受けるためには着手前の申請が原則となります。また、補助金は予算の範囲内での交付となりますので、必ず着手前（申請前）にご相談ください。
- ・工事は申請年度内に終了させてください。
- ・補助金の交付を受けたかたは、適正な管理・景観の向上に努め、設置後少なくとも5年間はその景観を維持していただきます。
- ・工事の実施にあたっては建築基準法その他の関係法令を遵守すること。

申請・問合せ先
館林市役所 区画整理課 市街地推進係
Tel 0276-72-4981